

業務の運営に関する規程

UTエージェント株式会社

第1条 求人

- 1 本所は、日本国内の全職種、ベトナム・ミャンマーにおける出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能者及びインドネシアにおける出入国管理及び難民認定法に基づき、就労目的の在留が認められる外国人の範囲内に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。
直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等の使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等による明示が出来ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否に関わらずお返しいたしません。

第2条 求職

- 1 本所は、日本国内の全職種及びベトナム・ミャンマーにおける出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能者及びインドネシアにおける出入国管理及び難民認定法に基づき、就労目的の在留が認められる外国人の範囲内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続を省略致します。

第3条 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかにつくことが出来るよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その希望に適する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリ若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等による明示が出来ないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 その他

- 1 本所は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者などと連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知れた個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。
また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることなどを理由として、差別的な取扱は一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲は、日本国内の全職種及びベトナムにおける出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能者の範囲内です。
- 7 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

有料職業紹介責任者